

【用語】 所替——大名の領地を移し替えること、移封、転封 未進——貢を納めていないこと 棄捐——返納を免除する 押買——無理に買い取ること 狼籍——狼藉、乱暴、暴行 返弁——返済すること 家僕——家来、下男 譜代——代々家に仕えている人 相対——双方が納得すること、合意 誅罰——罪を責め罰を加えること 荷担——味方すること 咎——罪、処罰 嚴科——厳しい罰

【解説】 安中藩は、高崎城から近江国佐和山（滋賀県彦根市）へ移った井伊直政の長男直勝が慶長二十年（一六一五）二月、三万石で入封したのが始まりである。その後、歴代藩主は水野、堀田、板倉（第一次）、内藤氏とめまぐるしく変遷した。しかし、寛延二年（一七四九）二月板倉氏が遠江国相良（静岡県相良町）から再び安中へ入封すると、第二次板倉氏の治政が明治維新までつづくことになった。

この文書は、同年五月板倉勝清が相良から安中への引越しに際し、家中の者へ指示した心得規定と思われる。差出人の鵜殿・奥山の兩人は板倉氏の家臣と思われるが、役職や由緒等は明らかでない。内容は、引越し人馬の微発、竹木伐採等の禁止、武具・諸道具の処理、貸借物の処理、喧嘩口論の禁止など九カ条にわたり、所替えの際の処理や手続の一端がうかがわれる。なお、勝清は安中入封後、ただちに領内の村々へ村明細帳の提出を命じ、この農村実態調査に基づき、寛延三年七月、領民統治の基本となる「御定書」八八カ条を交付した。